

2023 年 6 月 20 日

テキスト 59 ページ「『旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン』の一部改訂について」に下記の JATA 速報を追加します。

詳細は、下記のリンク先 URL をご参照ください。

■■JATA 速報■■

2023 年度第 14 号

2023 年 6 月 19 日

一般社団法人日本旅行業協会会員 代表者 殿

一般社団法人日本旅行業協会

法務・コンプライアンス室長 堀江 真一

■JATA 速報:「『旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン』一部改訂について」解説動画配信のご案内

2023 年 4 月 1 日付で一部改訂(追記)いたしました、「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」の当該改定箇所の解説動画を作成いたしましたので、オンラインにて配信いたします。

お客様との旅行取引に必要な旅行広告や取引条件説明書面を作成する際に必要な下記 2 点を明確化したものを解説しておりますので、この機会に是非ご覧ください。

①「入場観光」の明確化

ツアー・タイトルに施設又は催物等の名称を記載する場合であっても、入場料金を支払わなくても観光目的を達成できる場合(入場以外の選択の余地がある場合)には、当該入場券代金を含まない旅行代金を表示することを可能とする。

②募集型企画旅行契約と手配旅行契約の組合せによる広告表示方法の整備

募集型企画旅行に含まれていない「特定の旅行サービス」を旅行業者が別途、手配旅行契約で引き受ける場合には、当該旅行サービスを「別途手配」などとツアー・タイトルに近接表示することをルール化する。

- 下記 URL よりご視聴ください。(会員専用ページ)

https://www.jata-net.or.jp/membership/jata-compliance/membership03_02/page-0/#p04

※2023 年 4 月 1 日改訂の「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」

及び「新旧対照表」も参照ください。



以 上

【本件に関する問い合わせ】

法務・コンプライアンス室

電話 : 03-3592-1327

電子メール : homu@jata-net.or.jp